

NHK受信料制度等検討委員会
第16回会合 議事要旨

■ 日 時

平成30年10月31日（水） 18:00～20:00

■ 場 所

NHK放送センター 5階会議室

■ 出席者

【委員】（五十音順、敬称略）

安藤英義、鈴木秀美、山内弘隆、山野目章夫、山本隆司（5名）

【オブザーバー】（敬称略）

平松剛実（1名）

■ 議事次第

- 1 開会
- 2 検討テーマ（1） 「契約締結義務者」資料説明および意見交換
- 3 検討テーマ（2） 「契約成立条項」資料説明および意見交換
- 4 検討テーマ（3） 「消滅時効」資料説明および意見交換
- 5 検討テーマ（4） 「過去設置・現在撤去における解約」
資料説明および意見交換
- 6 検討テーマ（5） 「過去設置への対応」資料説明および意見交換
- 7 報告事項 「契約締結のあり方」に関するご報告

■ 議事概要

1 開会

事務局より、本会合では、2017年12月の受信料に関する最高裁大法廷判決について、放送受信規約等との関係に関する5つのテーマの意見交換をお願いしたい旨の説明があった。

2 検討テーマ（1）「契約締結義務者」資料説明および意見交換

事務局より、「契約締結義務者」について、最高裁判決における鬼丸裁判官の補足意見は「受信契約の締結が強制される場合には、締結義務を負う者を明文で特定していないことは問題がある」と示した旨等の説明があった。

その後、意見交換が行われた。

意見交換においては、以下のような発言があった。

- NHKが言論機関であり、そのために設立された特殊法人であることから、財源についてのNHKの自律性を確保するための工夫としては、現行制度を大きく変えるべきではないと考える。
- 契約締結義務者が具体的に規定されていないことにより、実際の運用において問題が生じないのでなければ、現行制度を大きく変える必要はないのではないかと考える。
- 契約締結義務者を具体的に定義することによって、定義外の解釈は失われるので、現行の規定の方が合理的ではないかと考える。
- 現在の受信契約の締結については、放送法第64条1項が「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」が契約をしなければならないと定め、放送法施行規則第23条が、放送受信規約で「受信契約の単位」を定めなければならないとし、放送受信規約第2条が「世帯ごと」等に契約をすると定めている。これら3つの関係で規律される法律運用は、理論的に問題があるとは言えないのではないかと考える。実務上でも支障がないのであれば、変更を加えなくとも問題はないと言えるのではないかと考える。
- 放送法第64条1項には「受信設備を設置した者」が契約締結義務者であると規定されている。そして放送受信規約第2条1項には「世帯ごと」に契約すると規定されている。これは、設置した者が契約締結の義務を負うが、同一世帯で複数の設置があった場合に、複数の受信契約締結までは必要ないという考え方を示す意味で、受信契約の単位を示していると考えられる。関連する裁判例で裁判所が示している考え方に照らしても、契約締結義務者という意味では「受信設備を設置した者」とシンプルに考えるのがよいのではないかと考える。
- 契約締結義務者は、契約の単位と密接に関係している。契約締結という義務を課す構成上、契約の単位などを法律のレベルで規定すべきとも考えられる。しかし、法律に関しては、NHKが決められることではないため、NHKとして議論するのはなじまないのではないかと考える。
- 契約締結義務者を特定する場合には、たとえば世帯の契約では、「世帯主」などと規定することが一般的に考えうるが、そもそも世帯主として特定することが本当に良いのかという問題があるかと考える。世帯を扱った法律には、国民健康保険法や生活保護法が挙げられるが、NHKの受信料とは性質が異なり、必ずしも直接的に参考にはできないだろう。また公共料金の契約においては、いずれも契約締結義務者の特定や限定はされていない。これらのことを踏まえると、そこまでの特定は必要とされておらず、加えて、特定するだけの情報をNHKは持ちえないので、そこまで書く必要はないのではないかと考える。
- 仮に法律または放送受信規約を改正する場合に、世帯の場合で言えば「世帯主が締結義務を負う」などと規定することになるかもしれないが、そのような一律の規定を設けることが妥当であるかという点は、慎重に検討す

べきである。広く視聴者や社会の理解が得られるという見地からは、家族の多様化が進む現代の日本社会において「世帯主」の「主」というものに一定の役割を与えるということが、NHKが社会に与えるメッセージとして適当なのか、という観点まで留意しておくべきである。

- 放送法第64条1項は契約締結義務者について「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」と定めている。他の公共料金では契約締結義務者の特定や限定はされていないこと、家族が多様化する中で、「設置した者」という定め方よりもさらに具体的に契約締結義務者を定義することは難しいこと等から、現状では放送受信規約で特定する必要性は高くないのではないか。

3 検討テーマ（2）「契約成立条項」資料説明および意見交換

事務局より、「契約成立条項」について、放送受信規約第4条1項には「放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする。」と定められており、これにつき、最高裁判決における岡部裁判官の補足意見は「放送受信規約第4条1項は、（中略）受信設備の設置の時点からの受信料を支払う義務を負うという内容の契約が、意思表示の合致の日に成立する旨を述べていると解するべき」と示した旨等の説明があった。

その後、意見交換が行われた。

意見交換においては、以下のような発言があった。

- 契約成立条項については、現行の規定のもとで「最高裁の解釈による」という運用をすればよいのではないか。
- 最高裁の解釈に従うとすれば変更は不要ではないかと考える。
- 契約が意思表示の合致によって成立するという点は、民法の規定によると当然である。したがって、特に放送受信規約の中にその旨を書く必要はないと考える。現行の放送受信規約では「受信機の設置の日に成立する」と書いてあるが、これは契約の内容についての記載であり、契約の成立について言ったものではないと解釈している。
- 最高裁判決がこの問題について様々なことを考慮して解釈している経過は理解できる。放送受信契約も契約であるからには、申し込みと承諾が合致したときに契約が成立する。そして、契約の効力が生ずるのは受信設備設置の時からであると理解するのが正しいのではないかと考える。ただし契約成立の時期は、本来は放送受信規約に記載する必要はないと考える。
- 国民にとって分かりやすく規定することは意味があることだと考える。変更することと、変更しないこととで生じる課題を比較して、変更の可否を検討すべきである。
- 長い目で見れば、公共放送はその恩恵を受ける国民全体がその費用を公平に負担して運営を賄うべきという考え方を国民に理解してもらって醸成する必要があり、その意味では、現行規定は文理的には解釈が難しい点はあるものの、残すという選択肢もあるのではないかと考える。

- 最高裁判決と現行規定との関係については、「最高裁の解釈による」として放送受信規約を変更しなくともよいと考えられる。一方で、「分かりやすくなるように放送受信規約を変更してもよい」という考え方もあるが、その考え方による場合であっても、直ちに変更をすべきとまでは言えず、仮に変更する場合の文言について引き続き検討する余地がある。

4 検討テーマ（3）「消滅時効」資料説明および意見交換

事務局より、未契約者の過去分における消滅時効について、最高裁判決は「消滅時効は、受信契約成立時から進行するものと解するのが相当」、また、既に契約している受信契約者の受信料債権について、平成26年9月25日の最高裁第2小法廷の判決において、「契約に基づく受信料債権は、(中略)その消滅時効期間は、民法169条により5年と解すべきである」と示した旨等の説明があった。

その後、意見交換が行われた。

意見交換においては、以下のような発言があった。

- 放送受信規約を改定して、消滅時効にかかる規定を設けることは適当ではないと考える。時効に関する民事法制の規律は強行規定であり、受信契約を含む個別の契約について異なる約束をすることを認める性質のものではない。その点からいえば放送受信規約に規定を設けることは、理論的にも適さないと言える。
- 時効は民法上で定められていることであり、それを放送受信規約に規定することは問題があると考えられる。時効について積極的に周知することを主旨に放送受信規約に規定することも考えられるが、そもそも時効とはNHKから積極的に周知すべき性質のものなのか検討する必要がある。
- 受信料を支払っている視聴者の視点に立っても、消滅時効を放送受信規約に記載するのは裏道を教えるようでおかしいのではないか。
- 放送受信規約は、契約の内容について規定したものであり、契約の内容に、民法で定められる消滅時効を規定することはなじまない。

5 検討テーマ（4）「過去設置・現在撤去における解約」

資料説明および意見交換

事務局より、受信機を過去に設置し、その後撤去した者の解約について、最高裁判決における木内裁判官の反対意見は「仮に、既に受信設備を廃止した受信設備設置者に対して判決が承諾を命ずるとすれば、受信設備の設置の時点からその廃止の時点までという過去の一定の期間に存在するべきであった受信契約の承諾を命ずることになる。これは、過去の事実を判決が創作するに等しく、到底、判決がなしうることではない。」と示し、小池・菅野裁判官の補足意見は「受信設備を廃止するまでの期間についての受信契約を強制することがで

きるとすることは十分に可能である」と示した旨等の説明があった。

その後、意見交換が行われた。

意見交換においては、以下のような発言があった。

- 現実にあまり問題になるものではなく、訴訟の場面では、訴訟の過程においてNHKの主張を明らかにすればよいと考える。一般的に、法律や契約の条項については、生じることすべてを扱い、それらについての対策を精緻に書くべきかという、必ずしもそうではない。特に、放送受信規約のように広く国民一般に普及させるべきものについては簡明であることも一つの価値である。
- ごく限られた場面でしか問題にならない事項について、あえて放送受信規約に記載する必要はないのではないか。

6 検討テーマ（５）「過去設置への対応」資料説明および意見交換

事務局より、未契約者が契約を締結した際に生じる過去分の債権について、最高裁判決は「受信契約を締結していない者について、これを締結した者と異なり、受信料債権が時効消滅する余地がないのもやむを得ないというべき」と示し、木内裁判官の反対意見は「およそ消滅時効により消滅することのない債務を負担すべき理由はない」と示した旨等の説明があった。

その後、意見交換が行われた。

意見交換においては、以下のような発言があった。

- 最高裁判決では、契約が締結された場合には、契約締結前について時限を設けずに支払いを求めることができると述べているが、この点について専門家からは疑問を呈す声もある。法的な取り扱いは判決で確定しており喫緊の課題とまでは言えないが、何らかの対応は考えるべきかと考える。もっとも理想的な解決策としては、受信設備の設置確認制度ができた段階で変更することと考える。
- 現時点では、最高裁判決でも触れられているように、NHKは受信設備の設置時期を知ることができない状況にある。今後、諮問第2号答申で述べたような受信設備の設置を確認する制度が導入され、設置の時期を知ることができる場合には、過去設置の場合に遡って請求する年限を区切ることと考えられるだろう。その場合には、制度や運用、それに対する世論の動向などを含めて総合的に勘案したうえで、将来において引き続き検討するのがよいと考える。
- 最高裁の判決としては時限を設けずに遡ることができると述べているが、そのうえで、視聴者や社会の感覚に照らしてNHKの考え方としてどうするかという議論かと考える。
- この最高裁が確定判決として出た以上、本来、NHKの権利としては、時限を設けず遡ることができるものと考えざるを得ない。（権利濫用、信義則といった一般法理の適用の結果、NHKがその権利を行使できない事態

はあり得るかもしれないが、そのような法理の適用の是非は各事案における事実関係に基づいて個別具体的に判断されるのであり、一定の年数以上遡っての請求が一律に否定されるものではない。) そのうえで、NHKとして何十年分も遡って請求するかという点は経営判断の問題となると考える。

- 最高裁判決で、「時効消滅する余地がないのもやむを得ない」という強い表現を用いたことで注目を集めることとなっているが、未契約者に対する受信料債権が一切時効消滅しないというわけではなく、承諾の意思表示を命ずる判決が確定して契約が成立した時点からは当然、時効が進行する。
- 滞納が続いて相当期間が経過した受信料について、法律論の問題としてというよりは、受信料制度の政策的な組み立てを考える際に、消滅時効ではなくて、徴収をしない可能性については、一つの論点として引き続き論議されるのがよいと考える。その場合でも、徴収しない期間の受信料を免除しているという扱いにするか、あるいは他の扱いにするかという点には議論の余地がある。
- 以上の議論より、最高裁判決を前提として、なお、過去分についての遡っての請求を一定年数で区切るかどうかということは、受信設備の設置確認制度の検討状況等を踏まえ、NHKとして引き続き検討すべきではないか。

5項目の意見交換の最後に事務局から「いただいたご意見を踏まえ、NHKとして検討いたします」との発言があった。

7 報告事項 「契約締結のあり方」に関するご報告

事務局より、最高裁判決で「NHKが、受信設備設置者に対し、NHKの目的、業務内容等を説明するなどして、受信契約の締結に理解が得られるように努め、これに応じて受信契約を締結する受信設備設置者に支えられて運営されていくことが望ましい。」とされたことを受け、現在の理解促進に関する取組みについて、別紙に沿って報告があった。

以上